

宮城県観光振興財源検討会議について

設置の根拠

- ◆ 観光振興財源検討会議条例（平成30年宮城県条例第67号）（別紙参考資料1参照）

設置の趣旨

- ◆ 我が県の定住人口が一層減少していくことが見込まれている中で、地域経済の活性化と魅力ある地域づくりを実現するために、観光振興施策の推進により交流人口を拡大することは極めて重要である。
- ◆ このため、今後も外国人観光客をはじめとした観光客の誘客拡大を積極的に進めていく必要があることから、継続した観光振興施策を実施するために、観光関係団体など関係者から必要な施策などについてヒアリングを行いながら、必要な財源の在り方などについて検討を行う。

検討内容

- ◆ 観光振興に係る施策を実現するための財源の在り方に関する重要事項
 - (1) 検討の必要性
 - (2) 財源確保を行う理由
 - (3) 財源確保の在り方
 - (4) 負担を求める行為

会議の公開について

- ◆ 本会議の公開の方法については、情報公開条例第 19 条に基づき、一部非公開とする。
- ◆ 会議の傍聴及び取材は、検討会議の運営に支障を来さない範囲において認めるものとし、委員及び参考人として出席する関係者の発言時においては、傍聴人及び報道機関は退出するものとする。また、その他の事項は傍聴要領に定めるとおりとする。
- ◆ 会議資料は、情報公開条例に基づく非開示情報を除き、傍聴者及び取材者に配布すると共に、宮城県ホームページ上で公開するものとする。
- ◆ 会議の議事録は、検討会議終了後速やかに作成し、情報公開条例に基づく非開示情報を除き、宮城県ホームページ上で公開する。
- ◆ 開催日程は、宮城県ホームページにおいて事前に周知する。
- ◆ 以上に関わらず、委員長が必要と認めるときは会議、会議資料、議事録の全部または一部を非公開にすることができる。

【参考】 情報公開条例（平成 11 年宮城県条例第 10 条）

（会議の公開）

第 19 条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であつて当該会議の構成員の 3 分の 2 以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

傍聴要領(案)

宮城県観光振興財源検討会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、会議の会長の許可を受けた上で、事務局の指示に従って会議の会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会場において、飲食はしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の会長の許可を得た報道機関の場合は、この限りではありません。
- (4) 会議の会長の指示があった場合には、速やかに退出してください。
- (5) その他会議の支障となる行為はしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。